

平成24年度第3回（第19回） 外務省契約監視委員会
議事概要

開催日及び場所	平成24年9月27日（木） 於：外務省285号会議室	
委員	委員長 中里 実 委員 中谷 和弘、三笥 裕、宮本 和之、門伝 明子	
抽出案件		(備考)
一般競争方式（政府調達に関する協定適用対象）	2/27 件	審査対象： 平成24年度第1四半期
一般競争方式（上記以外）	2/102 件	
指名競争方式	0/11 件	
企画競争に基づく随意契約方式	2/79 件	
公募に基づく随意契約方式	3/19 件	
その他の随意契約方式	3/175 件	
合 計	12/413 件	
	意 見 ・ 質 問	回 答
委員からの意見・質問、それに対する外務省の回答等	別紙のとおり	別紙のとおり
委員会による意見の具申又は勧告の内容	なし	
その他	当省会計課調達官より平成24年度調達改善計画第1四半期の自己評価概要、及び同課監査官より今次委員会より、右「調達改善計画」等の観点から審議案件が選定され、審議いただく旨等の説明を各委員に対し行った。	

委 員	外 務 省
<p>1. 物品・役務等の契約（総括表） （特段の意見等なし）</p> <p>2. 指名停止等の運用状況 （特段の意見等なし）</p> <p>3. 再度入札における一位不動状況 （特段の意見等なし）</p> <p>4. 低入札価格調査制度調査対象の発生状況 （特段の意見等なし）</p> <p>5. 抽出案件の審議</p> <p>①-4「モニタリング情報の提供と配信等」業務委嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○本件モニタリング対象地域（北朝鮮、中国、ロシア、C I S及び東欧諸国）以外の地域については、同様の業務委嘱がされているのか。</p> <p>○モニタリング対象の国、地域を分割的に業務委嘱すれば、他の事業者の参入がもっと図れるのではないか。 また、当該地域に所在する在外公館職員にモニタリングさせることは出来ないのか。</p> <p>○本件モニタリングはどのように活用されているのか。</p>	<p>●中東地域についてアルジャジーラ放送をモニタリングする業務委嘱を別途行っている。</p> <p>●モニタリング対象ごとに分割した結果、その一部が落札されない場合、事務に支障を来す恐れがあるため、本件のように全体をパッケージとして、右に対応可能な事業者に委嘱している。また24時間体制でその対象国、地域の公開情報をモニタリングしており、人材の確保や、また翻訳能力等を考慮すれば一括して事業者に委嘱することが効率的である。</p> <p>●モニタリング情報を本省及び在外公館間で共有するとともに、24時間体制でモニタリングすることにより、緊急事態時における初動体制の確立が迅速となり有益なものとなっている。</p>

委 員	外 務 省
<p>①-24 「領事業務情報システム（第1期）のサーバ等の機器等賃貸借、保守」業務委嘱（一般競争入札：政府調達）</p> <p>○機器・ソフトウェア賃貸借料月額、保守料月額はどのように算出したのか。</p> <p>○今後の第2期業務には、当期業務以外の事業者が請け負うことも可能なのか。</p>	<p>●賃貸借料月額は、購入価格に一定期間（60ヶ月を前提）のリース料率をかけて、それを月割りにして算出。ソフトウェアの保守料については、販売会社の定める価格となっている。</p> <p>●当期第1期は、旅券システム、第2期は査証システムを統合プラットフォーム上で運用していくこととしている。このシステムの開発部分においては一般競争入札方式により事業者を選定するが、既に製作した基盤部分の拡張ということとなれば、当該事業者との継続契約となる。</p>
<p>②-16 「外務大臣等の外国訪問等に係る動画編集・配信」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○英語版の制作では、事業者の英語訳に問題がないかチェックしているのか。</p> <p>○ホームページ上で配信された動画の効果などについてのフィードバックはどのようにしているのか。</p>	<p>●外国政府機関の名称や重要人物の名称など、外交用語もあり当省側で細心のチェックを行っている。</p> <p>●毎回の再生回数を確認し、どれくらいの反応があったかなどを考慮に、シナリオ作成時、動画編集時、またナレーション挿入時などの各段階で事業者と打合せを行い、よりよい動画配信となるよう改善等を行っている。</p>
<p>②-63 「国旗等20品目の製作・納入」業務委嘱（一般競争入札）</p> <p>○国旗の交換頻度はどれくらいか。</p> <p>○本件仕様書には、当該製品の納入場所として大井倉庫となっているが、どういうことか。また、この契約書（写）には印紙が無いようだが。</p>	<p>●使用形態により異なる。一般的には屋外で使用するものは、雨風等により劣化し易く交換頻度は多く、会議など屋内で使用する卓上旗などは少ない。</p> <p>●当該納入場所は、本製品を在外公館に購送するため、一時的に保管されるための倉庫である。なお、印紙については、2通作成した契約書のうち、1通は事業者保管として、もう1通は事業者が印紙を貼付した上で当省が保管すること</p>

委 員	外 務 省
<p>④-42 「NGO長期スタディ・プログラム」 業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件により支援（日本のNGO団体に所属する職員を欧米等のNGOや研修期間等に研修員として派遣）を受けるNGOが偏重しないように配慮されているのか。</p> <p>○研修員に支給される滞在費で、途上国（26万円/月）と先進国・アフリカ（39万円/月）の2区分に設定されているが、この根拠は如何。</p> <p>○研修先や研修内容についての外務省の関与、また、フィードバックはどのようにしているのか。</p> <p>④-53 「平成24年度外務省巡回医師団派遣に係る派遣医師・看護師の選定及びその派遣関係」業務委嘱（企画競争）</p> <p>○本件における経費の支出内容は。</p>	<p>となっており、事業者側保管の契約書（写）を添付してしまったもの。</p> <p>●本件業務の委嘱先である事業者は、ネットワーク型のNGOである。同団体が、そのネットワークを利用し幅広く広報している結果、多くのNGOから応募が寄せられており、支援を受けるNGOの選定において偏重は生じていない。また、同じ者を毎年研修員として派遣することについては原則として認めていない。</p> <p>●アフリカの滞在費は、安全対策を考慮して設定しており、物価水準を踏まえて設定されている先進国の滞在費と同額としている。なお、先進国、途上国の区分は、DAC（OECD開発援助委員会）のリストに基づいている。</p> <p>●研修先や研修内容について当省としては、その研修員の所属するNGOにおいて強化が求められる点などを考慮して作成された研修計画、要望などを尊重している。フィードバックについては、実際に研修した者の他に、一般の者も出席出来る研修報告会を開催し、研修の成果や経験を共有し、本プログラムへの意見等を募っている。</p> <p>●当該事業者への経費支出は、派遣医師・看護師の選考業務、派遣日程調整、航空券手配、報告書作成などのコーディネート的な部分の支出である。実際の旅費など、医師・看護師個人に支払われる経費は別途、当省よりそれぞれ個人に支払われる。</p>

委 員	外 務 省
<p>○相談者から診察料はとっているのか。</p> <p>○どのように巡回先となる邦人に実施案内されるのか。</p> <p>⑤-16「北方四島住民招聘事業（日本語習得Ⅰ）」業務委嘱 他2件（公募）</p> <p>○本件により日本語能力の上達はどれくらいになるのか。またどのような成果があるのか。</p> <p>○本件は公募を踏まえての随意契約であるが、今後も引き続き公募を行うのか。</p> <p>○北方領土問題への取り組みに対する外務省と内閣府との違いは。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●本件は医療事情の悪い途上国に居住し、また、言葉の問題等で日常的に医療面の不安を抱え生活する在留邦人の福利向上の支援を目的に、健康相談や疾病予防などの講演会などが実施されるもので、巡回先では医師免許の関係から診察は行っておらず、診察料はとっていない。 ●在留届を提出し登録された方々に対する当該在外公館からのお知らせメールなどを通して実施案内される。 ●日本語能力上達の評価は、定量的、統計的には難しいが、本件では基本的に初歩の日本語会話、読み書きの習得を目指すものであり、短期間でも日本語に触れることで、更なる日本への関心、興味を深めるきっかけとなることの効果があるものと思料している。実際に本件事業をきっかけに四島交流の場において通訳を行っている者も出てきている。 ●本件については、我が国北方領土問題に対する取り組みや法的立場を十分に理解している事業者を引き受けて貰う必要があるが、今後も直ちに随意契約を結ぶのではなく、北方領土問題に対する理解が広まり、複数の事業者による応募があれば、事業内容の幅、金額的にも競争性が発揮され、好ましいことなので引き続き公募体制はとって行きたい。 ●当省は、領土交渉をはじめとする対口外交、また内閣府は日本国内の啓発等を行っている。

委 員	外 務 省
<p>⑥-145「総理大臣の米国訪問における同時通訳（日米共同記者会見他）」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○通訳は外務省員でも対応可能なのではないか。</p> <p>○事業者の選定は限定的になるかと思うが、どのような点が考慮されるのか。</p> <p>⑥-149「総理のG8サミット出席に伴うチャーター機借上げ」業務委嘱（随意契約）</p> <p>○本件チャーター機の契約座席数は120席となっているが、その妥当性如何。</p> <p>○政府関係者以外にも記者などのマスコミ関係者が搭乗しているようだが、搭乗料金は徴収しているのか。</p> <p>⑥-150「外務本省庁舎」電力需給契約（随意契約）</p> <p>○当該事業者による電力供給に問題がないとの確認はどのようにされたのか。</p> <p>○当該事業者と契約した結果、東京電力に比してどの程度割安となるのか。</p>	<p>●省員が行うのは主に逐次通訳であり、記者会見のようにプレスによる撮影が行われている中での同時通訳は、相当高度な通訳技術が求められる特殊業務であり、省員による対応は難しいところである。</p> <p>●事業者としての過去の実績は勿論、高度な通訳技術が求められることから、右に相当する通訳者を間違いなく手配出来るのかといったことが考慮され、よって事業者は限定的なものとならざるを得ないものである。</p> <p>●今までの実績から、総理がサミットに出席される際の同行者人数を基にしている。</p> <p>●一定の基準に基づいた料金を徴収している。</p> <p>●当該事業者は、東京電力供給区域内に参入している電気事業者8社のうちの1社であり、同区域内で相当の電力供給実績があり、また他省庁においても契約実績を有していること等を確認した。</p> <p>●本件料金の設定は、従量単価契約であり電気使用量に応じて支払額が増減するものであるが、東京電力と比して、それ以下の単価となっている。</p>